

# 岡山県新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、岡山県内の医療機関（以下「医療機関」という。）において、新型コロナウイルス感染症患者に対する医療提供体制の拡充を図ることを目的として、新型コロナウイルス感染症の院内感染（以下「院内感染」という。）が発生した医療機関のうち、院内感染への対応のために空床や休床を確保した医療機関に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定機能病院等 特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症患者の重症患者を受け入れている医療機関
- (2) その他医療機関 (1)を除く医療機関
- (3) 院内感染 明らかに院内で罹患したとは言えない場合を除き、1名以上の入院患者が原疾患とは別に新たに新型コロナウイルス感染症に罹患したこと。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（以下「実施要綱」という。）3（15）新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業に基づく事業で、令和5年10月1日から令和6年3月31日までに実施するものとする。

2 前項に規定する事業の対象となる病床は、実施要綱3（2）エ（ウ）に規定する病床確保料の対象となる病床を除くものとする。

(補助事業者)

第4条 この補助金の交付対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助事業を実施する医療機関であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症患者の受入実績を有すること。ただし、院内感染が発生するまで新型コロナウイルス感染症患者の受入実績がない場合は、院内感染収束後、積極的に外部から同感染症患者を受け入れることを記載した書面を知事との間で締結すること。
- (3) 県税に未納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（法人にあっては、役員が該当する場合も含む。）は、補助金の交付申請ができないものとする。

- (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者。
- (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者。
- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(交付額の算定方法)

第5条 令和5年10月1日から令和6年3月31日までに実施した補助事業に係る補助金の交付額は、別表の事業区分ごとに、基準単価に休床とした日数を乗じて得た額を合計した額と、実支出額を比較して少ない方の額とする。

(交付申請)

第6条 補助事業者は、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）及び補助事業実績書（様式第2号）その他必要な書類を添えて、別表に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 補助事業者は、知事や新型コロナウイルス感染症患者等の入院調整を行う医療機関等から新型コロナウイルス感染症患者等の受入れ要請があった場合、原則速やかに受け入れることとする。

2 補助事業者は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に病床の使用状況及び受入可能病床数等の入力を実行することにより入院受入状況等を正確に把握できるようにすることとする。

3 前2項に規定するもののほか、規則第6条の規定により、この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（1）補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更（ただし、軽易な変更を除く。）を要する場合、知事の承認を受けなければならない。

（2）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、すみやかに知事に報告しその指示を受けなければならない。

（4）補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具については、規則第20条の規定により知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（5）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（6）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

（7）帳簿等の保存は、次のとおりとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分期間（平成20年厚生労働省告示第384号）で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（交付決定及び額の確定）

第8条 知事は、補助金交付申請書を受領したときは、規則第5条に基づき、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 補助金の額の確定は、前項の規定による交付決定時に併せて行うものとする。

（交付決定及び額の確定の通知）

第9条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付を決定したときは、規則第7条及び第14条に基づき補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）により補助事業者に通知するものとする。

（状況報告）

第10条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者が、補助金の額の確定の通知を受けた場合において、補助金を請求するときは、速やかに補助金請求書(様式第4号)を知事に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 知事は、補助事業者が法令、岡山県条例、規則又はこの要綱に定める事項に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により交付決定を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けていた場合は、取消しの通知があった日から起算して30日以内に知事に返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表

○補助単価等

| 事業区分    | 基準単価   |
|---------|--|
| 特定機能病院等 | <p>&lt;休止病床&gt;</p> <p>(1) ICU内の病床 1床当たり 174,000円/日</p> <p>(2) HCU内の病床 1床当たり 85,000円/日</p> <p>(3) 上記以外の病床 1床当たり 30,000円/日</p> <p>※ただし、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」に基づく、重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床（療養病床含む。）は16,000円/日</p> |
| その他医療機関 | <p>&lt;休止病床&gt;</p> <p>(1) ICU内の病床 1床当たり 121,000円/日</p> <p>(2) HCU内の病床 1床当たり 85,000円/日</p> <p>(3) 上記以外の病床 1床当たり 29,000円/日</p> <p>※ただし、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」に基づく、重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床（療養病床含む。）は16,000円/日</p> |

※特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、令和2年4月以降に、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。

※休止病床については、即応病床1床当たり休床1床まで（ICU・HCU病床は休床2床まで）を補助の上限とする。

○申請の時期及び期限

|     | 申請対象期間 | 申請受付開始 | 申請期限   |
|-----|--------|--------|--------|
| 第1期 | 10～11月 | 12月1日  | 12月15日 |
| 第2期 | 12～1月  | 2月1日   | 2月15日  |
| 第3期 | 2～3月   | 4月1日   | 4月15日  |